

市政記者クラブ 様

スポーツ市民局市民生活部地域安全推進課

担当：藤井、藤田 電話 972-3121

**「名古屋市客引き行為等の禁止等に関する条例」に基づく  
命令違反者の氏名等の公表について**

名古屋市では、市民、事業者等が、市と協働して、安心して通行し、利用することができる快適な都市環境の形成を図り、もって魅力と活力のある安心、安全で快適なまちづくりに寄与することを目的として、平成 30 年 4 月より「名古屋市客引き行為等の禁止等に関する条例」（以下「条例」といいます。）を施行し、「客引き行為等禁止区域」内では、条例に違反して客引き行為等を行い又は行わせた者に対して、条例に基づく指導等を行っています。

この度、本市の度重なる指導及び勧告にもかかわらず、客引き行為を行い、条例第 10 条の規定による命令に違反した者について、条例第 12 条の規定により、下記のとおり公表します。

なお、条例第 10 条の規定による命令に違反した者は、条例第 16 条の規定により、過料に処される対象となります。

記

**1 令和 5 年 11 月 10 日発生の命令違反**

- (1) 違反者氏名 瀬川 翔太（せがわ しょうた）
- (2) 違反者住所 愛知県東海市名和町緑陽台
- (3) 公表の原因となる事実

令和 5 年 11 月 4 日に客引き行為等禁止区域において客引き行為を行ったことについて、同日付で条例第 10 条の規定による命令を受けたが、当該命令に従わず、同月 10 日、名古屋市中区金山一丁目 14 番 9 号先歩道上において、通行人に対し、客引き行為を行ったもの。

**2 令和 5 年 11 月 15 日発生の命令違反**

- (1) 違反者氏名 吉丸 大地（よしまる だいち）
- (2) 違反者住所 名古屋市熱田区旗屋一丁目
- (3) 公表の原因となる事実

令和 5 年 6 月 1 日に客引き行為等禁止区域において客引き行為を行ったことについて、同日付で条例第 10 条の規定による命令を受けたが、当該命令に従わず、同年 11 月 15 日、名古屋市中区栄三丁目 2 番 27 号先歩道上において、通行人に対し、客引き行為を行ったもの。

### 3 令和6年2月6日発生の命令違反

- (1) 違反者氏名 太田 輝佑（おおた きすけ）
- (2) 違反者住所 愛知県日進市藤塚
- (3) 公表の原因となる事実

令和5年9月26日に客引き行為等禁止区域において客引き行為を行ったことについて、同日付で条例第10条の規定による命令を受けたが、当該命令に従わず、令和6年2月6日、名古屋市中区金山一丁目14番9号先歩道上において、通行人に対し、客引き行為を行ったもの。

### 4 令和6年2月10日発生の命令違反

- (1) 違反者氏名 東田 侑士（とうだ ゆいと）
- (2) 違反者住所 石川県小松市西軽海町
- (3) 公表の原因となる事実

令和5年8月25日に客引き行為等禁止区域において客引き行為を行ったことについて、同日付で条例第10条の規定による命令を受けたが、当該命令に従わず、令和6年2月10日、名古屋市中村区名駅三丁目26番25号先路上において、通行人に対し、客引き行為を行ったもの。

### 5 令和6年3月8日発生の命令違反

- (1) 違反者氏名 渡邊 陽樹（わたなべ はるき）
- (2) 違反者住所 愛知県犬山市大字犬山字東古券
- (3) 公表の原因となる事実

令和6年3月1日に客引き行為等禁止区域において客引き行為を行ったことについて、同日付で条例第10条の規定による命令を受けたが、当該命令に従わず、同月8日、名古屋市中村区名駅三丁目11番13号先歩道上において、通行人に対し、客引き行為を行ったもの。

#### (参考) 名古屋市客引き行為等の禁止等に関する条例（関係する条項のみ抜すい）

(禁止区域の指定等)

第7条 市長は、重点区域のうち、安心して通行し、利用することができる快適な都市環境を形成するため特に必要があると認める区域を客引き行為等禁止区域（以下「禁止区域」という。）に指定することができる。

(禁止区域における客引き行為等の禁止)

第8条 何人も、禁止区域においては、客引き行為等を行い、又は行わせてはならない。

(指導及び勧告)

第9条 市長は、禁止区域において客引き行為等を行い、又は行わせた者に対し、当該行為をしてはならない旨を指導することができる。

2 市長は、前項の規定による指導を受けた者が禁止区域において当該指導に係る行為をしたときは、その者に対し、当該行為をしてはならない旨を勧告することができる。

(命令)

第10条 市長は、前条第2項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その者に対し、当該行為をしてはならない旨を命ずることができる。

(公表)

第12条 市長は、客引き行為等を行い、又は行わせた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を公表することができる。

(1) 第10条の規定による命令に従わないとき。

(罰則)

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

(1) 第10条の規定による命令に違反した者